

歯科保健医療対策事業実施要綱

医政発第 0404001 号

平成 15 年 4 月 4 日

一部改正

医政発第 0523009 号

平成 18 年 5 月 23 日

医政発第 0414005 号

平成 20 年 4 月 14 日

医政発第 0206001 号

平成 21 年 2 月 6 日

医政発 0225 第 10 号

平成 22 年 2 月 25 日

医政発 第 号

平成 23 年 月 日

目 次

I	8020運動推進特別事業	1
II	齒科衛生士養成所施設整備事業	3
III	齒科衛生士養成所初度設備整備事業	3
IV	齒科医療安全管理体制推進特別事業	4
V	在宅齒科診療設備整備事業	5
VI	在宅齒科医療連携室整備事業	6

I 8020運動推進特別事業

1 目的

この事業は、国民の歯科疾患予防等歯の健康の保持を推進させる観点から、都道府県が地域の実情に応じた8020運動に係る政策的な事業を行うとともに、歯科保健事業の円滑な推進体制の整備を行うことを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が行う（1）から（2）の事業とする。

（1）この事業の実施にあたり、8020運動推進特別事業検討評価委員会を設置すること。

・委員は歯科保健医療サービスを利用する立場にある者を含めた委員構成（委員の例：歯科医師、歯科衛生士、学校保健関係者、産業保健関係者、介護保険関係者、行政、住民等）とする。

・8020運動推進特別事業検討評価委員会では、各地域における歯科保健に関する課題を検討し、事業計画の策定や評価を行うものとする。

（2）地域の実情に応じて、次に掲げる事業の中から1以上の歯科保健事業を計画的に行うものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

1) 政策的事業1

ア フッ化物洗口や歯周病予防のための歯ブラシ指導等、歯科疾患予防に関する事業

イ 成人を対象とした歯科検診や個人に対する歯科保健指導等、検診の実施と検診体制の整備に関する事業

ウ 要介護者等や障がい者（児）を対象とした口腔ケアや摂食・咀嚼等の機能維持等口腔機能の向上に関する事業

エ 歯科医師、歯科衛生士等の歯科専門職種に対する研修事業

オ ケアマネージャー、ホームヘルパー、介護施設職員等の専門職種に対する研修事業

カ 歯科疾患予防と生活習慣、全身疾患等との関係に係る調査研究事業、また、要介護者や障害者（児）と健常者の口腔状況の比較、8020運動と医療費の関係等に係る調査研究事業

2) 政策的事業2

キ その他地域における医療連携等喫緊の課題であり、早急に対応が必要とされる事業

(例：歯科衛生士等歯科医療従事者の確保事業（未就業者に対する就業支援研修等）

3) その他事業

政策的事業に該当しない事業

4 補助条件

他の国庫補助事業に該当する事業については、この事業の対象とはしない。

II 歯科衛生士養成所施設整備事業

1 目的

この事業は、歯科衛生士の資質の向上を図る観点から、歯科衛生士の学校又は養成所を新設し、教育内容の充実を図ることにより、良質の歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人、医療法人

3 事業内容

この事業の内容は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき、新たに指定を受ける歯科衛生士の学校又は養成所の教育環境の向上を図るための施設整備事業とする。

III 歯科衛生士養成所初度設備整備事業

1 目的

この事業は、歯科衛生士の資質の向上を図る観点から、歯科衛生士の学校又は養成所を新設し、教育内容の充実を図ることにより、良質の歯科保健医療を提供できる歯科衛生士を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合及びその連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、学校法人及び準学校法人、民法法人、医療法人

3 事業内容

この事業の内容は、歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）に基づき、新たに指定を受ける歯科衛生士の学校又は養成所の教育環境の向上を図るための初度設備整備事業とする。

IV 歯科医療安全管理体制推進特別事業

1 目的

第5次医療法改正により、平成19年4月より全ての医療機関において、医療安全に関する管理体制の整備が義務付けられたところである。

この事業は、歯科医業を行う医療機関等において、医療の安全の確保をより効率的に推進するため、都道府県が地域歯科医師会等と連携し、各地域の実情に応じた歯科医療安全管理体制を推進することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制を整備することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県とする。

3 事業内容

この事業内容は、都道府県が各地域の実情に応じて、次に掲げる歯科医療安全管理体制の推進に係る事項について、地方自治体、歯科医師会、歯科衛生士会等に所属する医療関係者等から構成される検討会に基づき、計画的に事業を実施するものとする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

ア 歯科医療安全管理体制の構築に関する事項（例：情報提供や相談体制、医科歯科連携体制、教育・研修体制等）

イ 歯科医療機器の感染防止対策、保守管理等に関する事項

ウ 歯科医療における医薬品、材料等の取扱いに関する事項

エ 歯科医療機関内の環境整備、水質管理、医療廃棄物処理等に関する事項

オ 歯科診療において特別な感染防止対策が必要とされる治療に関する事項（インプラント手術や外科処置）

カ 歯科診療において標準予防策の構築に関する事項（HBV、HCV、HIVキャリア等を含む）

キ 歯科技工物に対する感染防止対策に関する事項

ク 地域における課題の把握・評価等に基づく、効果的な歯科医療安全管理の普及定着に資する事項

ケ その他歯科医療安全管理体制の推進に資する事項

V 在宅歯科診療設備整備事業

1 目的

主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の推進に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備を整備することにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院若しくは診療所、又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所の開設者とする。

3 事業内容

この事業内容は、歯科関係者講習会実施要綱（平成20年4月3日医政発第0403017号）により実施される「歯の健康力推進歯科医師等養成講習会」（以下、「講習会」という。）を修了した歯科医師（歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項の規定による臨床研修を受けている歯科医師（以下、「研修歯科医」という。）を除く。）が、在宅歯科診療を実施するために必要となる医療機器等に係る初度設備整備事業とする。

4 補助条件

事業の実施主体においては、講習会を修了した歯科医師（研修歯科医を除く。）が常に勤務していること。

5 共同利用

この事業で整備した医療機器等は、講習会を修了した歯科医師において共同利用することができる。

VI 在宅歯科医療連携室整備事業

1 目的

この事業は、在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置することにより、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進および他分野との連携体制の構築を図ることを目的とするものである。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は都道府県とする。

3 事業内容

この事業の内容は、都道府県が行う（１）及び（２）の事業とする。ただし、都道府県は外部の専門機関等に委託することができるものとする。

（１）在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制を構築する観点から、在宅歯科医療連携室を設置する。

なお、在宅歯科医療連携室を設置・運営する際には以下の点に留意すること。

- ・在宅歯科医療連携室の設置に関しては、在宅歯科医療と他分野との連携体制が構築できる適当な場所を活用すること。
- ・在宅歯科医療連携室の運営に関しては、住民や他団体（職種）を含めて定期的に検討や評価を行うこと。

（２）地域の実情に応じて、在宅歯科医療連携室において、在宅歯科医療の推進及び他分野との連携構築に資する以下の業務を、計画的かつ効果的に行うものとする。

ア 医科・介護等との連携・調整に関する業務

イ 在宅歯科医療希望者の窓口に関する業務

ウ 在宅歯科医療や口腔ケア指導者等の実施歯科診療所等の紹介に関する業務

エ 在宅歯科医療機器の貸出に関する業務

オ 地域における喫緊の課題であり、住民や在宅歯科医療を受ける者・家族等から要望が寄せられている事項及び広報に関する事業